

2013年6月28日  
プレスリリース

## 福島県立医科大甲状腺検査結果の本人開示請求書等を 専門委員会で配布 個人情報保護条例に違反

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウスは、公的機関の情報公開と個人情報保護に取り組む法人です。

福島県においては、福島第一原子力発電所の情報公開に伴い県民健康管理調査が実施され、多くの県民の関心事になっています。

子どもを対象に実施されている甲状腺検査では、判定結果だけでなく、超音波検査時の画像について、保護者が自己情報の開示請求を行い県民自身が自分や家族に関わる情報を求める行動が起こされています。また、健康管理調査に関連する情報公開請求が行われて経緯や調査の実施内容について検証が進められています。このような情報の開示・公開を求める動きを当会は歓迎しているところです。

しかしながら、こうした県民などの情報を求める動きに対して、個人情報保護条例に違反すると思われる対応を福島県立医大が行っていることが、福島県立医科大放射線医学県民健康管理センター甲状腺検査専門委員会の配布資料等から明らかになりました。この件について、福島県立医科大に対して当会から要望書をだし、その回答を6月26日付で受けましたので、お知らせいたします。

### 1 本件の概要

福島県立医科大放射線医学県民健康管理センター内に設けられている、甲状腺検査専門委員会の会議配布資料には、以下の文書が含まれていました。

- 県民健康管理に関して行われた公文書公開請求書のコピー（請求者氏名等を含む）
- 甲状腺検査結果の自己情報の開示請求書のコピー（請求者氏名、住所等を含む）
- 甲状腺検査結果の自己情報開示請求者一覧表（請求者氏名・住所）、甲状腺検査受付番号を含む）
- 甲状腺検査結果の自己情報開示請求者一覧表（請求者住所、甲状腺検査受付番号を含む）
- 公文書公開請求に対する決定通知等の案

資料は参加をした委員及び事務局職員に配布され、委員が保有している資料は個人管理されています。実際に配布されていたものは、別紙資料の通りです。

## (1) 問題点

会議資料として請求書等が請求者の個人情報を含む形で配布されていたことの問題点は以下の通りです。

請求書に含まれる個人情報は、請求手続の処理を目的に取得されている情報であり、会議での個人情報を含む請求書の配布は請求手続処理に必要なではないため、個人情報を目的外利用していることになる。

会議出席者に資料として配布されているため、福島県立医大としての組織的管理ではなく、個人情報を含む請求書も教員等の私文書として管理をされていることになる。

という状況であることは、県立医大の組織的管理を離れたところに請求者の個人情報が散在しているということであり、個人情報保護条例に照らしてみると、安全管理上極めてリスクの高い、不適切な管理実態にあることになる。

自己情報の本人開示請求に関しては、途中から一覧表となり、氏名の直接記載はないものの、甲状腺検査の受付番号から個人識別可能な情報であり、個人情報として取り扱うべきものである。

このような情報公開請求者や自己情報の本人開示請求者が会議等で回覧され、個人情報が個人管理されていることは、不当な請求者の監視であり、権利行使を抑制することになりかねない。

## (2) 県立医大の回答

以上のことから、事態の把握と改善のために別紙要望書を当会で提出をいたしました。それに対する回答が、別紙の通り福島県立医大より出されました。回答されたことは以下の通りです。

請求書は請求内容を確認の上、当該公文書を保有する所属に回付し、原本は事務局総務課が保管している。

請求書は内部において事務処理を進める上で最低限必要な部数のコピーを作成し、自己情報の開示請求一覧は請求状況把握のために作成

甲状腺検査専門委員会は、開示請求の決定等の事務処理に直接関連しないものの、請求状況を県民健康管理センター甲状腺部門内で共有し、個人情報利用に相当な理由があったため適正であると考えている。

今後については、個人が特定されない形になるよう配慮するなど、個人情報の取扱いには細心の注意を払う

甲状腺検査結果の開示手続の簡素化等については検討をしていく

## 2 要望に対する回答の問題点・課題

福島県立医科大からの回答は、以下の問題点・課題があります。

甲状腺検査専門委員会の配布資料として委員の個人管理になっている個人情報を含む請求文書が、私文書のまま管理されたままで対処がされていない（回答を受けて当会が電話で確認済み）

委員会で資料として請求書類を配布していることを「相当の理由があり適正」としているが、一方で請求手続に委員会が直接関係ないともしており、請求に係る個人情報の収集目的に照らして利用に相当の理由がないことも説明をしている  
自己情報開示請求一覧は、最近では氏名の記載はないが、甲状腺検査の「受付番号」を記載しており、受付番号から個人を識別できる個人情報であることの認識が不十分

以上の問題を踏まえて、本日、口頭にて以下の事項を追加で要望をいたしました。

- ・ 個人情報収集の目的に照らして、把握をしておきたいという理由だけで会議資料として請求者の個人情報を配布することは、明らかに相当の理由ではなく、ついでに知っておきたいという関心を満たす以上のものではなく条例違反であり、回答の前提となる認識が誤っていること。
- ・ 個人管理となっている請求書類等は、県立医科大として組織的に責任をもって廃棄等の処理を行うべきこと。また、個人の努力や判断にゆだねることは、安全管理上極めて不適切であること。
- ・ 自己情報開示請求一覧は、個人情報に該当するという認識を持つべきであること。

これらについて対処をしたいとの口頭での返答を県立医大担当者より得ていますが、今後実際に対応されるか否かについては、経過を見る必要があります。何より、医科大学として附属病院を抱え、さらに県民健康管理調査の実施をゆだねられており、センシティブな個人情報を扱う立場ながら、このような個人情報の取扱いが容認されてきたことは極めて問題です。個人情報を、知っておきたい、関心がある、請求者を把握して起きないといった主観的、抽象的な理由づけで利用したり提供することは、個人情報保護条例の趣旨を理解していないと言わざるを得ません。さらなる改善を期待します。

### 3 別紙

- ・ 情報公開クリアリングハウスから福島県立医大への要望書（1～4 枚目）
- ・ 福島県立医大からの回答（5 枚目）
- ・ 情報公開された請求書類等（6 枚目以降）

#### 連絡先

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス( 担当 三木 )  
〒160-0008 東京都新宿区三栄町 16-4 芝本マンション 403  
TEL.03-5269-1846 FAX.03-5269-0944 携帯 090-1708-8095  
E-Mail icj@clearing-house.org <http://clearing-house.org>

【参考：甲状腺検査専門委員会委員名簿 2013.4.1 情報公開分より】

山下 俊一	福島県立医科大放射線医学県民健康管理センター長
安村 誠司	福島県立医科大医学部公衆衛生学講座教授 放射線医学県民健康管理センター副長
大津留 晶	福島県立医科大医学部公衆衛生学講座教授 放射線医学県民健康管理センター副長
鈴木 眞一 (委員長)	福島県立医科大医学部甲状腺内分泌学講座教授 放射線医学県民健康管理センター 甲状腺検査部門長
細矢 光亮	福島県立医科大医学部小児科学講座教授 放射線医学県民健康管理センター 健康診査部門長
松井 史郎	福島県立医科大放射線医学県民健康管理センター 広報部門長
坂井 晃	福島県立医科大医学部放射線生命科学講座教授 小児科学講座教授 放射線医学県民健康管理センター 健康診査副部門長
大森 孝一	福島県立医科大医学部耳鼻咽喉科学講座教授
渡辺 毅	福島県立医科大医学部腎臓高血圧・糖尿病内分泌代謝内科学講座教授
金光 敬二	福島県立医科大医学部感染制御医学講座教授
川崎 幸彦	福島県立医科大医学部小児科学講座准教授
福島 俊彦	福島県立医科大医学部器官制御外科学講座准教授
中嶋 真一	福島県立医科大医学部腎臓高血圧・糖尿病内分泌代謝内科学講座講師
松塚 崇	福島県立医科大医学部耳鼻咽喉科学講座講師
緑川 早苗	福島県立医科大医学部放射線生命科学講座講師
中野 恵一	福島県立医科大医学部器官制御外科学講座講師
大花 昇	福島県立医科大付属病院検査部検査技師長
中嶋 由美子	福島県立医科大付属病院看護部部長
牧野 恵子	福島県立医科大付属病院看護部副部長
黒田 茂	福島県立医科大病院経営課 主管兼副課長
江澤 淑子	福島県立医科大医事課主幹兼副課長